

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）（水産政策課）	1
○道路の区域変更（道路課）	1
公 告	
○漁港漁場整備法による所有者不明の工 作物等の措置（5件）（漁港漁場課）	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎高知県選挙事務執行規程の一部改正	2

告 示

高知県告示第532号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成29年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧沖ノ島漁業協同組合及び旧鶴来島漁業協同組合の地区を除く区域
小型まき網漁業

高知県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年7月7日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 山路中村
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		17.3	

四万十市角崎字西屋 敷824番1地先	前	17.3	10
四万十市角崎字西屋 敷824番1地先から 四万十市右山字明治 383番15地先まで	後	11.0 45.2	980

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成29年7月7日

窪津漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

土佐清水市窪津 窪津漁港漁具保管修理施設用地

- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.2メートル、船幅1.6メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.1メートル、船幅1.8メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.1メートル、船幅1.5メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長3.3メートル、船幅1.2メートル）

- 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に窪津漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

- 漁港管理者の措置

窪津漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。
平成29年7月7日

柏島漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

(1) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港給油施設用地

- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.3メートル、船幅1.6メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.3メートル、船幅2.1メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.2メートル、船幅1.7メートル）

(2) 幡多郡大月町柏島 柏島漁港水産倉庫用地

FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.6メートル、船幅1.6メートル）

- 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に柏島漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

- 漁港管理者の措置

柏島漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成29年7月7日

古満目漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

幡多郡大月町古満目 古満目漁港護岸

- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.8メートル、船幅1.6メートル）
- FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.8メートル、船幅1.5メートル）

- 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に

古満目漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

古満目漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。



漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成29年7月7日

佐賀漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

幡多郡黒潮町佐賀 佐賀漁港漁船修理施設用地

(1) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長9.4メートル、船幅2.2メートル）

(2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.2メートル、船幅1.5メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に佐賀漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

佐賀漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。



漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成29年7月7日

田野浦漁港漁港管理者
高知県知事 尾崎 正直

1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量

幡多郡黒潮町田野浦 田野浦漁港-3.0メートル岸壁

F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長9.7メートル、船幅2.6メートル）

2 所有者の行うべき措置

工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に田野浦漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。

3 漁港管理者の措置

田野浦漁港漁港管理者は、工作物等の所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。

なお、保管後に工作物等の所有者が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第46号

高知県選挙事務執行規程（平成7年2月高知県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月7日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

第46条第1項及び第73条の2第3項中「第169条第5項」を「第169条第6項」に改める。

第76条を次のように改める。

（裁判官が退官等した場合における掲示の様式）

第76条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令第5条第3項の規定により、最高裁判所裁判官国民審査法第14条の2第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による掲示に関し県委員会が定める様式は、別記第44号様式の2及び別記第44号様式の3のとおりとする。

別記第44号様式の次に次の2様式を加える。

第44号様式の2（最高裁判所裁判官国民審査法第14条の2第3項の規定による掲示の様式）（第76条関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された〇〇〇〇は、最高裁判所裁判官国民審査法第5条第3項（第5条第5項）（第5条の3第1項）に規定する場合に該当し、審査に付されないこととなったため、〇〇〇〇の上の×を書く欄には何も書かないでください。

年 月 日

市（町・村）選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

第44号様式の3（最高裁判所裁判官国民審査法第14条の2第4項において読み替えて準用する同条第3項の規定による掲示の様式）（第76条関係）

注意

最高裁判所裁判官国民審査において、審査に付される裁判官〇〇〇〇は、年 月 日その氏名に変更が生じました。投票用紙には、変更前の氏名である××××として印刷されています。

年 月 日

市（町・村）選挙管理委員会

備考 掲示は、審査人の見やすい適切な大きさのものとし、審査人が他の掲示と間違ふことのないように行うこと。

附 則

この告示は、平成29年7月7日から施行する。